発行：2012.02.01 （月1回予定）

☆羅 針 盤 No.23

東港金属株式会社
東京都大田区京浜島2-20-4
電話 03-3790-1751
URL http://www.tokometal.co.jp
（見学受付）
電話03-3790-1751 又は 各営業担当

寒波が日本列島をすっぽり包んでおり、各地で雪による被害が報道されている中、今度はマグニチュード（M）7級の首都直下地震が今後4年以内に約70％の確率で発生するという試算が、東京大学地震研究所の研究チームから発表がありました。

東京駅では帰宅難民になった場合の訓練があったようですが、地震発生時に簡易にしろ寝具がある場所にいる確率は低いのではないでしょうか。離れていても確認が取れる方法を決めておきましょう。

1週間程度の食糧備蓄が必要ともいわれています。備蓄リストを作ってみましょう。

そして自宅も会社も整理整頓し、不要物はきちんと処理会社経由でリサイクルすることで、また生き返ります。

東港金属株式会社は非鉄・スクラップの買取り、産業廃棄物の処理をお受けいたします。
身近なリサイクルパートナーとして、お気軽にご相談ください。

☆羅 針 盤 鉄･非鉄スクラップ･･市況からの２月予測

営業部 Y の考察

鉄スクラップ 考察）→ 1月は、東京製鉄宇都宮工場の特級価格は33,000円／トンでスタートしたものの、最終的には、30,500円／トンと、2,500円／トン下げの結果になりました。
2月に関しては、欧州問題、為替問題、粗鋼減産等不安な要因がある為、更なる下げが予想されます。

銅 考察）→ 年明けLME7,660ドル／トンでスタートし、最終的には8,500ドル／トン。米経済の好調、FRBによる追加的金融緩和等で中盤より上昇しました。国内銅建値も640,000円から最終的には710,000円／トンと、70,000円／トン上げになりました。 2月は、海外情勢の不安から小刻みに上下を繰り返し、最終的には下がると思われます。今が売り時でしょう。

アルミ 考察）→ 1月は、横ばいと推測していましたが、LMEが約300ドル／トンあげ、最終的には2,300ドン／トンで終了しました。自動車関連指標が好調な為、2月も良くなると思われます。

プラスチック 考察）→ 円高、原油価格とも大きな動きがなかった為、1月は特に動きはありませんでした。
中国の需要は、まだまだある為、2月も横ばいになると思われます。

1月予測の自己評価

鉄スクラップ	×	アルミ	×
銅	×	プラスチック	○

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

京浜島日記

（第10回）

新年明け1月から、千葉県富津市にある当社千葉工場に2週間ほど滞在しておりました。
生産向上のために泊まり込みをしたのですが、現場に出て、実態を見るという事は得るものが大きかったように感じました。やはり現場に全てが現れていますね。作戦を練り、実行するのは現場なのだなと思った次第です。

さて、千葉県富津市は漁業、農業の盛んな素晴らしい街です。皆さんには潮干狩りで有名だと思います。穴子や青柳、海苔などの地元名産のものは実にうまいのです。潮干狩りにお越しになる機会があれば、是非召し上がっていってください。今年は震災の影響もあり、海苔があまり取れませんでしたが、例年11月を過ぎたころに新のりの季節になります。佃煮も市販では味わえない、海苔の香りが豊かでご飯が実に進みます。又、景色もよく、晴れた日には遠く富士山まで眺望でき、その時の空気の透明感と相まって清々しい気持ちになります。浜金谷から三浦半島久里浜まで行くフェリーが出ており、これも大変いいものです。

私たちが進出させてもらった富津工業団地も素晴らしい会社が多く、富津で良かったと本当に思います。状況が許せば住みたいとまで思います。是非皆さんも富津まで遊びに、仕事にいらしてください。

事前にお申込みいただければ、弊社千葉工場の見学も歓迎いたします。

福田 隆（代表取締役）

☆羅 針 盤 放射性物質汚染対処特措法について

この法律は、昨年3月11日の大震災に伴い発生した福島第一原発事故に伴う放射性物質の拡散による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに軽減することを目的とし、平成23年8月30日に公布されたもので、平成24年1月1日に全面施行されました。

正式な法律名は「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」です。長い呼称ですが、読めば法律の言わんとしていることが分りますね。

この法律の目的は、「放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者（＝東京電力）及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する」とあります。

特措法では放射性物質により汚染された廃棄物を「特定廃棄物」と「それ以外の汚染レベルの低い廃棄物」に分けております。
そして特定廃棄物は、「対策地域内廃棄物」と「指定廃棄物」に分かれます。

「対策地域内廃棄物」：環境大臣が指定した汚染廃棄物対策地域内から排出される廃棄物で、国が対策地域内廃棄物処理計画に基づき処理することになります。
「指 定 廃 棄 物」：汚染状況が指定基準(8,000Bq／Kg)を越える廃棄物を環境大臣が指定するもので、国が処理責任を負います。

特に廃棄物処理業者に関係する内容として、注意が必要なことは、今まで廃棄物処理法では「放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。」として対象外とされていた、いわゆる放射性廃棄物が廃棄物処理法のプラットホームに乗ってきたことです。

廃棄物処理法が適用されないものとしては、医療法、臨床検査技師等に関する法律、薬事法、獣医療法に基づき廃棄される放射性汚染物とされておりますが、多くの放射性汚染物が廃棄物処理法の処理基準に特別の処理基準を上乗せした形で運用されることになります。
形は出来てきましたが、地域によっては独自の設定した濃度基準を設けて区域内への搬入を制限したり、廃棄物処理業者に対して取扱いの禁止を指導する例が見られるそうです。

これからの処理場での運用に当たって心配なところですが、しっかりとした根拠に基づき、将来の国土を作り上げることを念頭において対処して欲しいものです。

陸前高田の一本松に負けないように・・・・・